

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和2年6月26日（金）
午後1時30分～午後2時10分
場 所：防災コミュニティセンター206 会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 小松泰子、貴田太史、西山清和、山田貴子

事務局及び出席者：菅沼参事、川崎教育指導担当課長、富士川社会教育課長
大滝図書館長、池谷美術館長、櫻井管理係長

高橋教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和2年湯河原町教育委員会6月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は、会議規則第35条の規定により、西山委員、山田委員の2名を指名させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。（1）議決事項 議案第22号 令和2年度就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の決定について、本件につきましては、個人情報を含む案件でございますので、会議を非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、議案第22号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

（1）令和2年5月5日教育委員会臨時会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。（1）令和2年5月5日教育委員会臨時会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 お手元の令和2年5月5日教育委員会臨時会議事録をお願いいたします。

※ 修正なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録について、質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和2年5月5日教育委員会臨時会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和2年5月5日教育委員会臨時会議事録については承認されました。

（2）令和2年5月18日教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、（2）令和2年5月18日教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 お手元の令和2年5月18日教育委員会定例会議事録をお願いいたします。

※ 修正なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録について、質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和2年5月18日教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和2年5月18日教育委員会定例会議事録については承認されました。

(3) 令和2年5月26日教育委員会臨時会議事録の承認について

高橋教育長 次に、(3) 令和2年5月26日教育委員会臨時会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

櫻井管理係長 お手元の令和2年5月26日教育委員会臨時会議事録をお願いいたします。

※ 修正なし

高橋教育長 説明が終わりました。議事録について、質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和2年5月26日教育委員会臨時会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和2年5月26日教育委員会臨時会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第19号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の交付費目について

高橋教育長 それでは、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第19号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の交付費目についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

菅沼参事 議案第19号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第19号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の交付費目について 説明)

・新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等により、不安定なものと推測される児童・生徒の各家庭の家計を支援するため、実施されなかった学校給食費を交付する

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これは小松委員からも、ご意見があったものです。これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第19号についてお諮りいたします。議案第19号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 湯河原町特別支援教育就学奨励費交付要綱の交付費目について

高橋教育長 次に、議案第20号 湯河原町特別支援教育就学奨励費交付要綱の交付費目についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

菅沼参事 議案第20号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第20号 湯河原町特別支援教育就学奨励費交付要綱の交付費目について 説明)

・新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等により、不安定なものと推測される、特別支援教育を受けている児童・生徒の各家庭の家計を支援するため、実施されなかった学校給食費を交付する

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

小松委員 交付の期日は、いつごろになるのでしょうか。

菅沼参事 きょうの秘密会の中で決定をさせていただいておりますが、そちらで交付決定を受けたあと、例年どおり7月に交付予定でございます。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第20号についてお諮りいたします。議案第20号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部改正について

高橋教育長 次に、議案第21号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼参事 議案第21号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第21号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部改正について 説明)

・就学援助費を認定する指数の算出について、新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変に対応し、令和2年度に限り、当該年の所得見込みにより指数を算出できるようにする

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。本件につきましては、文科省、それから県の方も、要保護については確実に、準要保護については、要請のような形で来ております。これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第21号についてお諮りいたします。議案第21号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和2年度夏季休業中における日直及び宿直を置かない日の設定について

高橋教育長 次に、議案第23号 令和2年度夏季休業中における日直及び宿直を置かない日の設定についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

菅沼参事 議案第23号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第23号 令和2年度夏季休業中における日直及び宿直を置かない日の設定について 説明)

・教職員の働き方改革推進の一環として、令和2年度の夏季休業中の学校閉庁日に準じ、日直及び宿直を置かない日を設定する

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。長期休業中ですので、これから冬休み、春休みもございますから、今後はその辺で調整も可能になってくるというものでございます。電話対応についてはどうですか。

菅沼参事 令和2年度の当初予算の中にも計上されているわけでありましてけれども、3日

間につきましては、まさに日直・宿直を置かない日、基本的には教員の方々がいらっ
しゃらない。悪い言い方をすると、電話対応はしない。そちらにつきましては、教育
委員会の方で一括して電話連絡を受けるわけですが、現実問題として、電話に留守番
機能を付ける工事をまさに発注しようとしております。各学校の電話機には、留守番
電話機能を設置するというので、学校現場についてはそれに対応いたします。緊急
時の連絡については、その3日間については、教育委員会で一括してお受けいたしま
す。

高橋教育長 説明が終わりました。働き方改革の県からの指針に基づく対応でございます。
これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

小松委員 留守番電話に録音されたものを聞くのは、閉庁期間のあとの15日ですか。

菅沼参事 現実的な問題として、まだ詰めていないのは、この時期に来てどうのというの
はございますが、留守番電話機能をそのまま使うのは、果たしてそれが、連絡してく
ださった方に対して有意義な方法なのか、学校現場と最終的な詰めをしておりません。
「いま不在です」とか「閉庁です」というメッセージは流れますけれども、留守番電
話機能を利用するかどうかというのは、まだ最終的に詰めておりません。

逆にそれを受けることによって、連絡が遅くなる可能性もございますので、その辺
は最終的に学校と詰めていきたいと思っております。

高橋教育長 メッセージで、教育委員会をご案内する形にいたします。

小松委員 夜間については、教育委員会は不在ですか。

菅沼参事 現実的な問題として、本当の緊急時であれば、役場の宿日直の方に連絡が入れ
ば、教育委員会の方へ夜中でも必ず連絡するようになっております。そのようになる
かなと思っております。

高橋教育長 他にございますか。

西山委員 休業中に、どうしても学校と連絡をとらなくちゃいけないというのは、一番に
保護者であり、それからご近所の方であるかなと思っております。働き方改革ということで、
この3日間学校を閉めるという状況を、できるだけ多くの保護者・町民にお知らせす
るということで、各学校はもちろんお便り等で出すと思いますが、町も様々な広報機
関を通した形で、この3日間については、こういった状況になるということ、ぜひ
町民の方にも知らせていただきたいと思っております。

高橋教育長 その件に関しては、そのとおりでございますので、検討して対応したいと思
います。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第23号
についてお諮りいたします。議案第23号について、決することにご異議ございませ
んか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第12号 令和2年度社会教育課事業計画について

高橋教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第12号 令和2年度
社会教育課事業計画について、事務局から説明をお願いします。

富士川社会教育課長 協議第12号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第12号 令和2年度社会教育課事業計画について 説明)

・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係の7月分

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑等はございますか。

山田委員 前回のときにも少しお伺いしたかも知れませんが、三原市との交流で、たと
えばオンラインでできそうなことがあったかという点と、今後、8月以降の社会教育課

の事業の中で、オンラインに切り替えてできるものがあれば、オンライン開催もご検討いただきたいと思います。

富士川社会教育課長 三原市の交流につきましては、三原市に連絡したところ、募集をしていない段階では難しいということで、また、現6年生については、昨年、三原市を訪問しており児童との交流があるということで、個人的に連絡を取り合っている子どもはいるのではないかと考えています。

今後、また状況が変われば、そういったこともできるのかなと思います。現段階では、特に計画があるわけではありませんが、今後検討させていただきます。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、協議第12号について、変更するというご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、協議第12号については、原案のとおり変更することが承認されました。

協議第13号 令和2年度図書館事業計画について

高橋教育長 次に、協議第13号 令和2年度図書館事業計画について、事務局から説明をお願いします。

大滝図書館長 協議第13号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第13号 令和2年度図書館事業計画について 説明)

・夏季行事について計画したものについて、新型コロナウイルス感染症として、行事を中止する

高橋教育長 説明が終わりました。何か質疑等はございますか。

山田委員 協議第12号と重なるかも知れませんが、図書館の読み聞かせやおはなし会など、オンラインでできるのではないかとということで、ご検討いただきたいなと思います。東京や沼津の図書館では行っているようです。「としょかんたんけん隊」は難しいと思いますが、オンラインで読み聞かせをすることで、もともと5人の定員だったものが、小さいお子さんがいらっしゃるご家庭などでは、簡単に参加することができるのではないかと思います。

また、オンラインによる居場所でも、読み聞かせをやったりしました。本の種類によって、出版社に問い合わせ、限定された人になら、読み聞かせをやってもいいということも、この新型コロナウイルス感染症の間については、出版社として対応して下さるところがありました。もし可能であれば、図書館からオンラインで配信できると、多くの町民のお子さんが参加できるのではないかと思います。普段、行きたいけど行かないというお子さんも、家でなら気軽に参加できるのではないかと思います。

大滝図書館長 著作権との関係がありますので、そのあたりを確認して、検討させていただきます。

高橋教育長 山田委員、これはIDでオンラインをやりますよね。対象はある程度限定するわけですか。

山田委員 図書館からのご案内で、たとえばZoomという機能を使って、リンクを発信して、そこに参加を申し込んだ方に入っただけであれば、その中だけで流せるという感じですか。

高橋教育長 たとえば、町民限定とかできますよね。

山田委員 できます。

高橋教育長 研究してみてください。

大滝図書館長 ありがとうございます。

高橋教育長 他に質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、協議第13号について、変更するというごことでご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、協議第13号については、原案のとおり変更することが承認されました。

協議第14号 令和2年度美術館事業計画について

高橋教育長 次に、協議第14号 令和2年度美術館事業計画について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 協議第14号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第14号 令和2年度美術館事業計画について 説明)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の必要性から、夏休み事業を例年より縮小して実施する

高橋教育長 説明が終わりました。美術館につきましても、一部変更ということがございます。何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、協議第14号について、変更することについてご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、協議第14号については、原案のとおり変更することが承認されました。

(3) 報告事項

① 令和2年度湯河原中学校学校評議員の委嘱報告について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① 令和2年度湯河原中学校学校評議員の委嘱報告について、事務局から報告をお願いします。

櫻井管理係長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、① 令和2年度湯河原中学校学校評議員の委嘱報告について 報告)

高橋教育長 報告が終わりました。質疑等がございますか。

委員 質問・意見等なし

② 令和2年6月町議会について

高橋教育長 次に、② 令和2年6月町議会についてでございます。これにつきましては、6月9日の議会で一般質問がございました。内容的には、先ほど議案にありました内容でございますが、就学援助費の関係の判定についてのご質問がございました。これにつきましては、先ほどの議案のとおりでございます。

そして、6月10日には、一般会計補正予算の議案の審議がございました。ここでは、前回ご提示させていただいた内容で提案させていただいたわけですが、学校関係の新型コロナウイルス対策はないのかというようなご質問がございました。これにつきましては、前回の3号補正におきまして、一部入っております。国の2次補正等の状況によっては、また今後出てくるという内容です。

そして、6月16日開催の総務文教・福祉常任委員会でもご質問がございました。第2期湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プランの中で、文化と観光による地域再生に関しまして、使途が決められていない予算の計上はないのかというようなご質問がございましたが、これについては、現状ではないということです。

その他では、埋もれた文化の掘り起しはどのようにということですが、これは図書

館でもご案内のとおり、年1回程度テーマを決めて、湯河原ゆかりの展示会等を開催しております。そういった中で、いままでの湯河原にゆかりのある文化について、展示してあるというものです。

それから、教育環境の整備の中で、自ら学び、自ら考える、生きる力を育む教育に関して。吉小の新入生説明会で、小学生らしい服装をという指導があったということで、これは個々の考えを尊重することが、学校現場においてははないのではないかとというご質問がございました。これについては、今後、校長等に確認をするということでございます。

それから、中学校給食の実施に向けたアンケート調査結果についてでございます。これは進めてほしいという意見でございます。私としては、中学生の賛成が少ないというのが、残念な感じがいたします。学校給食法にも規定してあります目標の中で、学校生活を豊かにという規定があるので、こういうことによって豊かになるように、整備ができるようにということでございます。

それから、令和元年度の人権教育にかかる年間計画の取り組み状況についてですが、学校以外に町全体の取り組みはないのかというご質問がございました。これは町長部局の方で対応する内容かなと思っております。

それから、その中で、吉小が2月に、「感謝の思いを互いに共有することができた」ということが、随所に記述があるけれども、これは押し付けになっていないのかというご質問がございました。これも学校側にお知らせするような内容かなと思っております。

それから、人権について、授業でどのように扱っているのかというご質問がございました。これについては、特別な教科、道徳を中心に授業展開しているというような回答です。

また、保護者への啓発も、学校からしてほしいという要望がございました。子どもと保護者はちょっと違いますので、人権擁護委員さん等ともご相談するようになるのかなと思います。

それから、令和4年4月からの成人年齢の引き上げによる、成人式のあり方についてご報告し、決定をいたしました。

以上でございますが、何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

③ 育鵬社の公民教科書に関する意見書について

高橋教育長 次に、③ 育鵬社の公民教科書に関する意見書について、事務局から報告をお願いします。

菅沼参事 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、③ 育鵬社の公民教科書に関する意見書について 報告)

高橋教育長 これはよろしいですね。

高橋教育長 それでは、次回開催日程でございますが、7月定例会につきましては、7月31日(金)午後1時30分からです。会場については、状況によっては変わるかも知れません。8月定例会についてですが、8月21日(金)午前9時30分を予定しております。当日は午後2時から、箱根町におきまして、第3回足柄下採択検討会が予定されておりますので、午前中定例会、午後に検討会というスケジュールを組ませていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、本日の秘密会を除きます案件は、すべて終了いたしました。

※ ここから秘密会